

ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

あなたは基本給付（再支給分）の対象者です！

1. 支給対象者

- 令和2年12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」の支給を受けている方

2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

3. 給付金の支給手続き

- 基本給付（再支給分）は申請不要で受け取れます。
- 令和2年12月25日に支給予定です。

【ご注意ください】

- 前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更を上野原市子育て保健課子育て支援担当に申し出てください。
- 再支給分の支給を希望されない方は、「給付金受給拒否の届出書」を12月18日迄に上野原市子育て保健課子育て支援担当に提出してください。（届出書は上野原市のホームページに掲載してあります。）

お問い合わせ先

- 上野原市 子育て保健課 子育て支援担当
電話 0554(62)4134
- 「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター 0120-400-903
(受付時間：平日9:00～18:00)



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。